

## 和歌山県立図書館資料収集基本方針（各論）

### （１）本館基本資料

県内図書館の中核としての当該資料群の性格を十分考慮に入れ、常に読み継がれる永続性を持つ、評価の定まった、又は評価されるであろう資料について、幅広い視野に立って各主題・各分野で必要な資料を収集する。

ア 主題・分野については次のとおりとする。

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 0 | 総記   | 図書館、書誌学、百科事典、年鑑、ジャーナリズム、叢書等  |
| 1 | 哲学   | 哲学各論、東洋思想、心理学、倫理学、宗教、神道、仏教、キリスト教等                                    |
| 2 | 歴史   | 日本史、東洋史、西洋史、伝記、地理、地誌、紀行等   |
| 3 | 社会科学 | 政治、法律、経済、財政、統計、社会、人権及び識字、教育、風俗、習慣、民俗学、国防、軍事等                         |
| 4 | 自然科学 | 数学、物理学、化学、天文学、宇宙科学、地球科学、地学、地質学、生物化学、植物学、動物学、医学、薬学等                   |
| 5 | 技術   | 建設工学、土木工学、建築学、機械工学、原子力工学、電気・電子工学、海洋・船舶工学、金属・鉱山工学、化学工業、製造工業、家政学、生活科学等 |
| 6 | 産業   | 農業、園芸、造園、蚕糸業、畜産業、獣医学、林業、水産業、商業、運輸、交通、通信事業等                           |
| 7 | 芸術   | 彫刻、絵画、書道、版画、写真、印刷、工芸、音楽、舞踊、演劇、映画、スポーツ、体育、書芸、娯楽等                      |
| 8 | 言語   | 日本語、中国語、英語、その他各国の言語等   |
| 9 | 文学   | 日本文学、東洋文学、英米文学、その他各国の文学等   |

イ 主題・分野にかかわらず収集に努めるものは次のとおりとする。

- |     |      |  |
|-----|------|--|
| (ア) | 参考図書 | 各主題にある辞書、百科事典、年鑑、便覧、諸表、図録、人名録、人名辞典、地名辞典、地図帳等及び書誌、書目、目録、索引等は網羅的に収集する。 |
| (イ) | 全集   | 特定の主題・分野に関する著作を集めて編集した資料で統一した書名（全集名、選書名、講座名等）を有するものは選択のうえ、可能な限り収集する。 |

- (ウ) 個人全集 特定の著者の著作を集めたもので、一般的、学問的に評価されているものについては選択のうえ、可能な限り収集する。
- (エ) 歴史書 各主題・分野に関する歴史書、地誌等は教養、調査、研究のために可能な限り収集する。
- (オ) 文庫 同一の装丁、同一の判型のもとに、特定の主題や共通の刊行趣旨をもって企画された出版物で、終期を定めず継続的に書名をもつ文庫で、収集委員会が選定したものは一括文庫扱い資料として収集する。

## (2) 本館郷土資料

ア 和歌山県を主題とした著作物、和歌山県出身の人物又は和歌山県に多大の影響を及ぼした人物の著作等については、分野にかかわらず図書以外の形態の資料も含めて網羅的収集に努める。

イ 郷土の地理的範囲は現代の和歌山県行政域を基本とするが、歴史的に和歌山の政治、経済、文化等に多大の影響を与えた地域にあつては、当該時期に限って郷土とみなし、前項に準じて収集する。

ウ 収集部数は原則として3部（閲覧用・分館用・保存用）とするが、状況に応じて考慮する。

## (3) 「木の文化」資料

「木の国」の県立図書館として、「木の国」の名にふさわしい香り高い県民文化の醸成に寄与するため、木の文化資料として

- 自然・環境 森林と砂漠・気象・野性動物・天然記念物・樹木誌・植物園・大気と樹林・森林浴・環境的森林資源・森林と自然保護等
- 産業・経済 林業・森林保護・林産物・製材・育種（バイオ）等
- 民俗・信仰 木の伝承・伝説・民謡・神話・俚諺・木と祭礼・地名等
- 生活・人生 木造建築・木の民具・玩具・楽器・船・山村生活等
- 芸術 木彫・森と音楽・木と美術・木と庭園等
- 文学 木に関する和歌・詩・随筆・小説等
- 外国と木 木と国民性・各国の木の文化等

等を主題とする資料は可能な限り収集する。

(4) 本館児童資料

ア 子供の知的、情緒的経験の領域を広げ、知的想像力を伸ばし、情操を養うことが期待できる的確な表現、科学性への配慮、正確な考証に基づく良心的な編集がなされた児童図書は幅広く収集する。

イ 各分野において、一定の評価が定まったものとしての受賞図書、各種機関・団体等が選定した児童図書は収集する。

ウ 児童図書に関心を持ち、児童図書資料の研究と普及活動に携わる研究者等の調査・研究のために必要とされる図書は収集する。

(5) 本館貸出文庫資料

ア 広く県民に読書活動を普及、定着させることを目的として、教養・実用・趣味・娯楽等に関する図書資料を収集する。

イ 書評に掲載された新刊書を中心として、広く利用者の読書意欲を高めるような図書資料を収集する。

(6) 青少年文庫資料

ア 基金寄附者の意志に従い、青少年文庫資料として「青少年資料」及び「性教育資料」を収集する。

イ 「青少年資料」のうち、後世に伝えるコレクションとするため、国内外にかかわらず児童文学史上に名を残す児童書は、「青少年コレクション」として可能な限り収集する。

ウ 内外の性教育に関する資料（図書、逐次刊行物、パンフレット、映像資料、教具等）は「性教育コレクション」として収集する。

(7) 視聴覚資料

ア 資料収集の基本方針に則り、全分野的な幅広い収集に努める。

イ 視聴覚資料として資料性の高いものを選択収集する。

ウ 映像資料及び音声資料を中心に収集するが、必要に応じて、さまざまなメディアの資料の収集にも努める。

エ 図書・文献情報と有機的に結びついたものについても収集する。

(8) 紀南基本資料

本館基本資料に準ずる。

(9) 紀南郷土資料

本館郷土資料に準ずる。

(10) 紀南児童資料

本館児童資料に準ずる。

(11) 紀南貸出文庫資料

本館貸出文庫資料に準ずる。

(12) 資料群の別にかかわらず、次に掲げる内容を持つ資料の収集には特に留意する。

ア 特定の個人・団体等のPRにかかわる資料

イ 特定の個人・団体等の生命・財産等に直接害を及ぼすと思われる資料

ウ いたずらに人心を乱し、あるいは教導する意図を持って作成されたことが明らかな資料

附 則

この資料収集・構成基準及び収集基本方針は平成元年4月1日から施行する。

この資料収集・構成基準及び収集基本方針は平成14年4月1日から施行する。

この資料収集・構成基準及び収集基本方針は平成17年4月1日から施行する。